

平成26年10月14日

保護者 各位

山形県立山形南高等学校
校長 佐藤 政士

学校における感染症への対応について

学校は集団生活を行う場所であるため、生徒が学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により、出席停止の扱いとなります。このため、お子様がインフルエンザなどの学校感染症と診断された場合は、すみやかに担任にご連絡いただくとともに、「受診報告書」（保健室にあります）に必要事項を記入の上、担任または保健室までご提出ください。なお、医療機関における記入欄については料金が発生する場合があります。学校感染症の詳しい手続きや不明な点については、担任を通して本校保健室までお問い合わせください。

【学校感染症の種類】 学校保健安全法施行規則 第18条、第19条より

種類	感染症	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適生な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りでない		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、（※その他感染症）	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※第三種感染症の「その他感染症」について

必要であれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置できる疾患

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎

【参考情報…文部科学省作成「学校において予防すべき感染症の解説」より】

○インフルエンザについて

「発症した後5日」とは、発熱の翌日を1日目として考え、発症後6日目から登校可能となります。また、「解熱した後2日」は、解熱の翌日を1日目として考え、解熱後3日目から登校可能となります。

例① 発症後2日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可能

解熱後2日はたったが、
発症後5日以内であるため、
登校不可。

例② 発症後4日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能